福岡市地域防災計画(令和5年度)の主な修正項目

1.福岡市地域防災計画

災害対策基本法に基づく計画で、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項について定めるものであり、

同法第42条に基づき、必要な修正を行っている。

今回、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、内容の充実を図るもの。

2.本編の主な修正項目

O市災害対策本部の組織の再整理 (資料3:2頁)

〇安否不明者等の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化(資料3:13、22頁)

市は、県の「災害時における人的被害の公表要領」に基づき、次のとおり対応する。

- ・所在が不明となった者に係る情報収集及び県、警察との共有
- ・安否不明者の氏名、住民基本台帳の閲覧制限の有無等の県への報告 など →県は、安否不明者の情報を、原則として発災後48時間以内を目標として公表

〇安否情報の提供(資料3:11~12、20~21頁)

被災者の安否について市民等から照会があった場合の、安否情報提供の具体的な手順を明確化

3.原子力災害対策編の主な修正項目

O 「原子力災害対策特別措置法」の改正、「原子力災害対策指針」の修正に基づく修正等(資料3:29、31、33、34頁)